

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、国民健康保険の給付及び保険料の賦課・徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和6年7月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	①国民健康保険被保険者の資格異動に関する事務 ②国民健康保険料の賦課・収納に関する事務 ③国民健康保険料の滞納整理に関する事務 ④国民健康保険の給付に関する事務 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	①国民健康保険システム ②滞納管理システム ③システム共通基盤(団体内統合宛名システム) ④中間サーバ ⑤国保総合システムおよび国保情報集約システム ⑥医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
①国民健康保険システムファイル ②滞納管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項別表項番44 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ③国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ④住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表(情報提供の根拠) 項番1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158 (情報照会の根拠) 項番69、70、71、160 <オンライン資格確認の準備業務における根拠> ①番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ②国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 政策経営部 区民相談課 行政情報グループ
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 区民部 国民健康保険課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	政策経営部 広報課 行政情報グループ	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ	事後	組織名称の変更
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年9月30日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	①国民健康保険システム ②滞納管理システム ③システム共通基盤(団体内統合宛名システム) ④中間サーバ	①国民健康保険システム ②滞納管理システム ③システム共通基盤(団体内統合宛名システム) ④中間サーバ ⑤次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第九条及び別表第一の第三十項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第二十四条	①番号法第9条第1項別表第一項番30 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	重要な変更にあたらない(表記の統一による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第七号 別表第二、第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第一七項、第二十六項、第三十項、第三十三項、第三十九項、第四十二項、第四十三項、第四十四項、第四十五項、第四十六項、第五十八項、第六十二項、第八十項、第八十七項、第九十三項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第一条、第二条、第三条、、第四条、第五条、第十九条、第二十条、第二十五条、第二十六条、第三十三条、第四十三条、第四十四条、第四十六条</p>	<p>①番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33(※)、39(※)、42、58(※)、62、80、87、93、97、106(※)、109、119 (別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44 (※)別表第二の主務省令未制定</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条</p>	事前	重要な変更
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(見直しによる)
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(見直しによる)
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成29年4月20日時点	事後	重要な変更にあたらない(見直しによる)
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成29年4月20日時点	事後	重要な変更にあたらない(見直しによる)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33(※)、39(※)、42、58(※)、62、80、87、93、97、106(※)、109、119 (別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44 (※)別表第二の主務省令未制定 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条	①番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30(※)、33、39、42、46(※)、58、62、80、87、93、97、106、109、119 (別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44、45(※) (※)別表第二の主務省令未制定 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条	事後	重要な変更にあたらない(主務省令制定による見直し)
平成30年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 国民健康保険課長 佐藤 重春	②所属長の役職名 国民健康保険課長	事後	評価書の様式変更による
平成30年7月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月20日時点	平成30年5月11日時点	事後	重要な変更にあたらない(見直しによる)
平成30年7月3日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成29年4月20日時点	平成30年5月11日時点	事後	重要な変更にあたらない(見直しによる)
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月11日時点	平成31年4月22日時点	事後	重要な変更にあたらない(見直しによる)
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成30年5月11日時点	平成31年4月22日時点	事後	重要な変更にあたらない(見直しによる)
令和1年6月25日	IVリスク対策	(項目なし)	追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月22日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成31年4月22日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	皿しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年3月31日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	
令和2年8月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	①国民健康保険被保険者の資格異動に関する事務 ②国民健康保険料の賦課・収納に関する事務 ③国民健康保険料の滞納整理に関する事務 ④国民健康保険の給付に関する事務	⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 を追加	事前	
令和2年8月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	①国民健康保険システム ②滞納管理システム ③システム共通基盤(団体内統合宛名システム) ④中間サーバ ⑤次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	①国民健康保険システム ②滞納管理システム ③システム共通基盤(団体内統合宛名システム) ④中間サーバ ⑤国保総合システムおよび国保情報集約システム ⑥医療保険者等向け中間サーバ等	事前	
令和2年8月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第1項別表第一項番30 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	③国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30(※)、33、39、42、46(※)、58、62、 80、87、93、97、106、109、119 (別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44、45(※) (※)別表第二の主務省令未制定 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、 第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条	<オンライン資格確認の準備業務における根拠> ①番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ②国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 を追加	事前	
令和2年8月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年8月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和2年11月4日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年11月4日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月17日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	①番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30(※)、33、39、42、46(※)、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44、45(※) (※)別表第二の主務省令未制定	①番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30(※)、33、39、42、46(※)、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44、45(※) (※)別表第二の主務省令未制定	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年7月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第1項別表第一項番30 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ③国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	①番号法第9条第1項別表項番44 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ③国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ④住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明